

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年 6 月20日
【会社名】	株式会社小松製作所
【英訳名】	KOMATSU LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 徹二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目 3 番 6 号
【電話番号】	03 (5561) 2614
【事務連絡者氏名】	総務部長 塩澤 一彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目 3 番 6 号
【電話番号】	03 (5561) 2614
【事務連絡者氏名】	総務部長 塩澤 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2014年6月18日開催の当社第145回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2014年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金（期末の剰余金の配当）を、当社普通株式1株につき29円とする。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、野路國夫、大橋徹二、藤塚主夫、高村藤寿、篠塚久志、黒本和憲、森正尚、池田弘一、奥正之および数中三十二を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山口廣秀を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

第145期末在任の取締役10名に対して、取締役賞与として総額261百万円（うち、社外取締役3名に対して、総額9百万円）の範囲で支給する。

第5号議案 当社の使用人および当社の主要な子会社の取締役に対して株式報酬として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の使用人および当社の主要な子会社の取締役に対して株式報酬として新株予約権を、2,178個（その目的である当社普通株式217,800株）を上限として、無償で発行するものとし、その新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	6,776,958	59,138	22,568	(注)1	可決(95.97%)
第2号議案				(注)2	
野路 國夫	6,694,047	134,374	30,340		可決(94.79%)
大橋 徹二	6,776,224	53,049	29,490		可決(95.96%)
藤塚 主夫	6,653,155	125,852	79,749		可決(94.21%)
高村 藤寿	6,653,137	137,505	68,114		可決(94.21%)
篠塚 久志	6,653,128	137,515	68,113		可決(94.21%)
黒本 和憲	6,653,122	137,520	68,114		可決(94.21%)
森 正尚	6,653,095	137,547	68,114		可決(94.21%)
池田 弘一	6,814,849	18,733	25,182		可決(96.50%)
奥 正之	5,826,651	1,006,854	25,256		可決(82.51%)
藪中 三十二	6,813,504	20,081	25,179		可決(96.48%)
第3号議案					
山口 廣秀	6,834,587	6,608	17,578	(注)2	可決(96.78%)
第4号議案	6,392,199	441,420	24,659	(注)1	可決(90.52%)
第5号議案	6,302,029	513,489	43,359	(注)3	可決(89.24%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

4. 賛成の割合につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上